

談合情報対応マニュアル

(平成19年5月14日建管－510)

第1 本マニュアルの趣旨及び対象

1 本マニュアルの趣旨

本県建設工事等の入札の公正を期し、入札談合に関する情報に対して、公正取引委員会及び秋田県警察本部（以下「公正取引委員会等」という。）との連携を図りつつ、迅速かつ統一的な対応を行うため、その具体的な手続きを定めるものである。

2 本マニュアルの対象

本マニュアルの対象は、秋田県が発注する建設工事及び秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日付け監－1973）別表1に掲げる業務に係る入札について把握した談合に関する情報とする。

第2 情報の確認及び信憑性の判断等の手続き

1 情報の確認

入札に付そうとする工事（業務）又は既に入札を執行した工事（業務）について、入札談合に関する情報を把握した場合には、入札を執行する課所等の長は、情報確認項目（別紙1）により当該情報の内容を確認するものとする。

2 部局長等への報告及び審査会等の招集

- (1) 1の情報を確認した課所等の長は、直ちに情報の内容を様式1により取りまとめの上、次により報告するものとする。
 - ① 知事部局において契約担当者を知事とする入札・契約の場合、又は知事部局以外における入札・契約の場合は、当該工事（業務）を所管する部局長の長（以下「部局長」という。）に報告するものとする。
 - ② 知事部局において契約担当者を知事以外とする入札・契約の場合は、所管する地域振興局長（以下「振興局長」という。）に報告するとともに、部局長へ当該報告書の写しを送付するものとする。
- (2) (1)の①又は②により入札談合に関する情報に係る報告を受けた部局長又は振興局長（以下「部局長等」という。）は、速やかに当該部局の入札審査会又は当該地域振興局の地方入札審査委員会（以下「審査会等」という。）を招集するものとする。

3 審査会等による審議等

- (1) 審査会等は、別に定める判断基準により、当該情報が信憑性を有する情報（以下「談合情報」という。）か否かについて審議するものとする。
- (2) (1)により談合情報として取り扱うこととした場合は、第3以下の手続きにより対応す

るものとする。

4 公正取引委員会等への報告等

(1) 建設部以外の部局にあっては、当該部局長等は、3(1)の審議の結果、談合情報として取り扱うこととした場合は、様式2に談合情報報告書(様式3)を添付して、直ちに建設部長に報告するとともに、様式4により入札執行者に通知するものとする。

なお、振興局長にあっては、併せて部局長への報告を行うものとする。

(2) 建設部長は、(1)の報告を受けた場合又は3(1)の審議の結果、談合情報として取り扱うこととした場合は、様式2に談合情報報告書(様式3)を添付して、直ちに公正取引委員会に報告するとともに、秋田県警察本部へ通報するものとする。

第3 談合情報への具体的な対応

I 入札結果の情報が明らかになる前に談合情報を把握した場合

入札結果の情報が明らかになる前(電子入札システムにより行う入札(以下「電子入札」という。))にあっては落札者の決定前をいい、紙に記載した入札書を使用して行う入札(以下「紙入札」という。))にあっては開札前をいう。)に談合情報を把握した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 事情聴取等

(1) 事情聴取

① 入札執行者は、第2の4(1)の通知を受けた場合は、入札に参加した者(条件付き一般競争入札にあっては、競争入札参加資格確認申請書を提出して入札を辞退した者を含み、公募型指名競争入札にあっては、入札参加申込書を提出して入札を辞退した者を含む。以下I及びIIにおいて「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うものとする。

なお、事情聴取は、原則として、開札後落札者の決定前に行うものとする。

② 入札執行者は、事情聴取を行う場合には、様式5により入札参加者全員に通知するものとする。

③ 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書(「建設工事等競争入札事務の取扱い」(平成4年2月20日付け監-1687)の様式3による。以下同じ。)の提出を求めるものとする。

④ 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取書(様式6)を作成するものとする。

(2) 見積内訳明細書の提出及び精査

① 入札執行者は、事情聴取を行う際に、全ての入札参加者から見積内訳明細書を提出させるものとする。ただし、第1回目の入札に際し見積内訳明細書を提出している入札参加者については、提出を求めないことができるものとする。

② 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに入札参加者全員の見積内訳明細書の精査を行うものとする。

(3) 落札者の決定の保留

入札執行者は、部局長から事情聴取及び見積内訳明細書の精査（以下「事情聴取等」という。）の結果に係る審議の結果、談合の事実があったと認められない旨の通知を受けるまで、落札者の決定を保留するものとし、事情聴取後にその旨入札参加者に説明するものとする。

(4) 事情聴取等の報告

① 入札執行者は、事情聴取等の終了後、事情聴取書（様式6）、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、様式7により直ちに部局長等に報告するものとする。

② 知事部局において契約担当者を知事以外とする入札・契約の場合においては、振興局長は、地方入札審査委員会による審議後、事情聴取書（様式6）の写し、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、様式7により直ちに部局長に報告するものとする。

2 事情聴取等の結果による審議等

(1) 審査会等の招集

部局長等は、1（4）により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに審査会等を招集するものとする。

(2) 事情聴取等の結果の審議

審査会等は、事情聴取等の結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

部局長等は、(2)の審議の結果を様式4により入札執行者に通知するものとする。この場合において、1の(4)②の報告を受けた部局長にあつては、振興局長にも併せて通知するものとする。

3 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

(1) 入札の無効

入札執行者は、部局長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第17第5号により入札を無効とするものとする。

(2) 公正取引委員会等への報告等

① 建設部以外の部局にあつては、当該部局長は、(1)により対応した場合は、様式2に事情聴取書（様式6）の写し、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、直ちに建設部長に報告するものとする。

② 建設部長は、①の報告を受けた場合又は(1)により対応した場合は、様式2に事情聴取書（様式6）の写し、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、直ちに公正取引委員会に報告するとともに、秋田県警察本部へ通報するものとする。

4 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったとは認められないものの公正な入札の執行が確保できないと認められる場合の対応

(1) 入札の取止め

入札執行者は、部局長から明らかに談合の事実があったとは認められないものの公正な入札の執行が確保できないと認められる旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第13第1項により入札を取り止めるものとする。

(2) 公正取引委員会等への報告等

① 建設部以外の部局にあつては、当該部局長は、(1)により対応した場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、直ちに建設部長に報告するものとする。

② 建設部長は、①の報告を受けた場合又は(1)により対応した場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、直ちに公正取引委員会に報告するとともに、秋田県警察本部へ通報するものとする。

5 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

(1) 落札者の決定

入札執行者は、部局長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第19により落札者を決定するものとする。

(2) 公正取引委員会等への報告等

① 建設部以外の部局にあつては、当該部局長は、(1)により対応した場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し、誓約書の写し及び入札調の写しを添付して、直ちに建設部長に報告するものとする。

② 建設部長は、①の報告を受けた場合又は(1)により対応した場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し、誓約書の写し及び入札調の写しを添付して、速やかに公正取引委員会に報告するとともに、秋田県警察本部へ通報するものとする。

II 入札結果の情報が明らかになった後に談合情報を把握した場合

入札結果の情報が明らかになった後(電子入札にあつては落札者の決定後をいい、紙入札にあつては開札後をいう。)に談合情報を把握した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 事情聴取等

(1) 事情聴取

① 入札執行者は、第2の4(1)の通知を受けた場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

② 入札執行者は、事情聴取を行う場合には、様式5により入札参加者全員に通知するものとする。

③ 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書の提出を求めるものとする。

④ 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取書(様式6)を作成するものとする。

(2) 見積内訳明細書の精査

入札執行者は、入札に際し入札参加者から見積内訳明細書が提出されている場合は、事情聴取の終了後、直ちに入札参加者全員の見積内訳明細書の精査を行うものとする。

(3) 事情聴取等の報告

① 入札執行者は、事情聴取等の終了後、事情聴取書（様式6）、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、様式7により直ちに部局長等に報告するものとする。

② 知事部局において契約担当者を知事以外とする入札・契約の場合においては、振興局長は、地方入札審査委員会による審議後、事情聴取書（様式6）の写し、誓約書の写し、見積内訳明細書の写し及び入札調の写しを添付して、様式7により直ちに部局長に報告するものとする。

2 事情聴取等の結果による審議等

(1) 審査会の招集

部局長は、1（4）により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに審査会を招集するものとする。

(2) 事情聴取等の結果の審議

審査会は、事情聴取等の結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

部局長は、(2)の審議の結果を様式4により入札執行者に通知するものとする。この場合において、既に契約を締結しているときは、部局長は併せて契約担当者に通知するものとする。

3 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

(1) 入札の無効

入札執行者は、部局長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第17第5号により入札を無効とするものとする。

(2) 契約の解除

前号の規定にかかわらず、既に契約を締結しているときは、契約担当者は、部局長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、原則として契約を解除するものとする。ただし、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除することが合理的でないと認められる場合は、契約を解除しないことができるものとする。

(3) 公正取引委員会等への報告等

① 建設部以外の部局にあっては、当該部局長は、(1)又は(2)により対応した場合は、様式2に事情聴取書（様式6）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに建設部長に報告するものとする。

② 建設部長は、①の報告を受けた場合若しくは(1)又は(2)により対応した場合は、様式2に事情聴取書（様式6）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委

員会に報告するとともに、秋田県警察本部へ通報するものとする。

4 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

- (1) 建設部以外の部局にあっては、当該部局長は、2 (2) の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに建設部長に報告するものとする。
- (2) 建設部長は、(1)の報告を受けた場合又は2 (2) の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会に報告するとともに、秋田県警察本部へ通報するものとする。

第4 個別の手続き等

第2及び第3に定める手続きは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 審査会等の会議

部局長等は、緊急を要するため審査会等の会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって審査会等の会議に代えることができるものとする。

2 公正取引委員会等への報告等

- (1) 公正取引委員会等への報告等を行った場合は、報告等の内容について公正取引委員会等からの問合せがあることも予想されるため、審査会等の事務局は提出した資料の範囲内での確かな対応ができるよう内容について整理しておくものとする。
- (2) 公正取引委員会等へは、手続きの各段階で談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札調の写し等を送付するものであるが、談合情報を把握してから事情聴取等までを引き続いて行う場合には、これらを事情聴取等の結果の審議後に一括して送付できるものとする。

3 事情聴取

- (1) 事情聴取は、入札執行課所において、別紙2の手順により、当該課所の長又はそれに準じる者等の複数の職員で行うものとする。
- (2) 事情聴取は、別紙3を参考とした項目について聴き取りを行うものとする。
- (3) 第3のIの1 (3) の「落札者の決定を保留する旨の説明」は、別紙2により、事情聴取終了後に行うものとする。

4 誓約書の提出等

誓約書については、誓約書の写しを公正取引委員会等に送付する旨を予め事情聴取の対象者に告知した上で、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取の対象者に自主的に提出させるものとする。

5 見積内訳明細書の確認

提出された見積内訳明細書については、入札執行者が入札執行後直ちに談合の形跡がないかを入念に確認し、確認終了後においても返却しないものとする。

6 報道機関等への対応

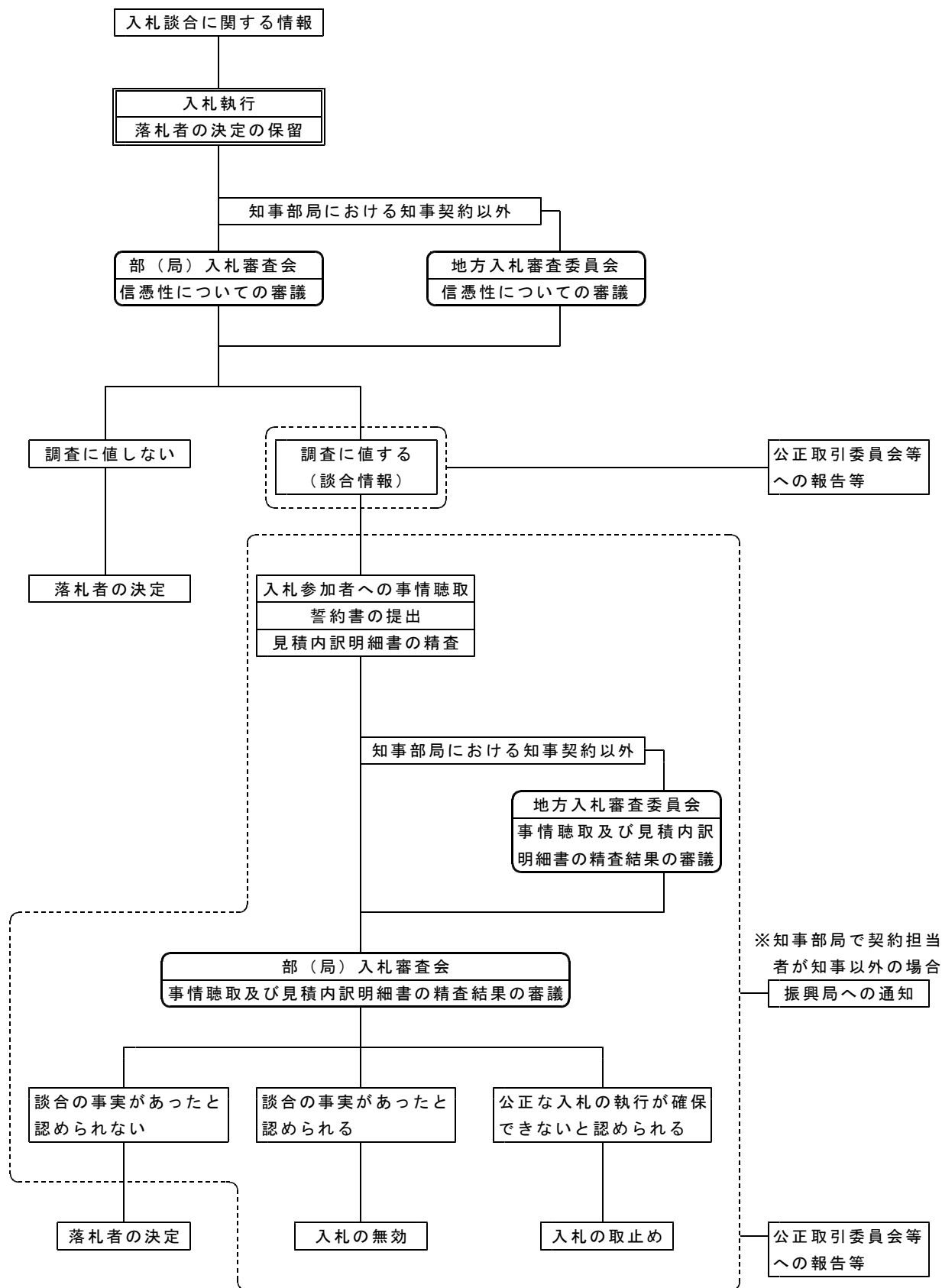
報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合は、原則として入札執行者が対応するものとする。また、その際、談合情報については本マニュアルに沿って手続きを進めている旨を明らかにするものとする。

(平成20年3月31日付け建管-2606 一部改正 (平成20年4月1日から施行))

(平成24年3月28日付け建管-2349 一部改正 (平成24年4月1日から施行))

注 本事務提要には、別紙1から別紙4までの掲載は省略しています。

談合情報への対応フロー



(様式1)

文書番号
日 付

〇〇部(局)長 様
(〇〇地域振興局長 様)

〇〇課所長

談合に関する情報について(報告)

このことについて、次のとおり報告します。

情報を受けた日時等	平成 年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 入札結果の情報が明らかになる前 <input type="checkbox"/> 入札結果の情報が明らかになった後
工事(業務)名・場所	
入札(予定)日時	
情報提供者	<input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 (役職・氏名等)
受信者の職・氏名	
情報提供手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道
情報内容	
応答の概要	
入札結果	<input type="checkbox"/> 開札前 <input type="checkbox"/> 情報と一致 <input type="checkbox"/> 情報と不一致
特記事項	
本件の問い合わせ先	

- (注) 1. □には、該当事項にレ印を記入すること。
2. 情報に係る書面、新聞記事等関連資料を添付すること。
3. 情報確認項目(別紙1)を添付すること。また、入札結果の情報が明らかになる前の場合は指名業者一覧表又は入札参加者一覧表、入札結果の情報が明らかになった後の場合は入札調べを添付すること。
4. 特記事項には、同様の情報の他機関への提供状況や報道機関からの取材の状況等について記入すること。
5. 開札後の場合は、入札調べを添付すること。

(様式 2)

文書番号
日 付

公正取引委員会東北事務所長 様
(建設部長)
(〇〇部(局)長)

秋田県建設部長
(〇〇部(局)長)

談合情報について (報告)

次の工事(業務)の入札について寄せられた談合情報に関し、次のとおり報告します。

1 工事(業務)名等

- ①工事(業務)名
- ②工事(業務)番号
- ③工事場所

2 情報の信憑性、談合の事実の有無等

--

3 送付する資料等

- 談合情報報告書
- 事情聴取書(写)
- 誓約書(写)
- 入札調べ(写)
- 見積内訳明細書(写)

※ 2については、次の記載例を参考に記入すること。また、3については、該当事項にレ印を記入すること。

担当：〇〇課〇〇班
電話番号

様式2「2 情報の信憑性、談合の事実の有無等」の記載例

1 談合情報が寄せられた旨通報する場合の記載例（本マニュアル第2の4該当）

1の工事について寄せられた情報については、信憑性を有すると判断し、今後、入札参加者全員に対する事情聴取を行う予定である。

2 入札情報が明らかになる前に寄せられた談合情報について、事情聴取等の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3のIの3（2）、4（2）又は5（2）該当）

入札情報が明らかになる前に談合情報が寄せられた1の工事について、入札参加者全員に対する事情聴取及び見積内訳明細書の精査を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、入札を無効とした（談合の事実があったと認められなかった）。

3 入札情報が明らかになった後に寄せられた談合情報について、事情聴取等の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3のIIの3（3）又は4該当）

入札情報が明らかになった後に談合情報が寄せられた1の工事について、入札参加者全員に対する事情聴取及び見積内訳明細書の精査を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、契約を解除した（談合の事実があったと認められなかった）。

(様式3)

談合情報報告書

情報を受けた日時等	平成 年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 入札結果の情報が明らかになる前 <input type="checkbox"/> 入札結果の情報が明らかになった後
工事(業務)名・場所	
入札(予定)日時	
情報提供者	<input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 (役職・氏名等)
受信者の職・氏名	
情報提供手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道
情報内容	
応答の概要	
入札結果	<input type="checkbox"/> 情報と一致 <input type="checkbox"/> 情報と不一致
特記事項	
本件の問い合わせ先	

- (注) 1 には、該当事項にレ印を記入すること。
2 情報に係る書面、新聞記事等関連資料を添付すること。
3 入札結果の情報が明らかになる前の場合は指名業者一覧表又は入札参加者一覧表、入札結果の情報が明らかになった後の場合は入札調べを添付すること。
4 特記事項には、同様の情報の他機関への提供状況や報道機関からの取材の状況等について記入すること。

(様式4)

文書番号
日 付

入札執行者 様
(契約担当者)

〇〇部(局)長
〇〇地域振興局長

談合情報に係る入札審査会の審議結果について(通知)

次の工事(業務)に係る〇〇部(局)入札審査会の審議の結果は、次のとおりです。

1 工事(業務)名等

- ①工事(業務)名
- ②工事(業務)番号
- ③工事場所

2 審議結果(該当事項にレを記入すること。)

①談合に関する情報についての信憑性の判断

当該情報を「談合情報」として取り扱い、「談合情報対応マニュアル」第3以下の手続きによることとした。

②事情聴取結果についての審議

明らかに談合の事実があったと認められる。

[

]

明らかに談合の事実があったとは認められないものの公正な入札の執行が確保できないと認められる。

[

]

談合の事実があったと認められない。

③見積内訳明細書の精査結果についての審議

明らかに談合の事実があったと認められる。

[

]

明らかに談合の事実があったとは認められないものの公正な入札の執行が確保できないと認められる。

[

]

談合の事実があったと認められない。

④その他の状況

[

]

3 総合所見

{

}

(様式5)

文書番号
日 付

入札参加者 様

入札執行者

事情聴取について（通知）

不穏当な情報が寄せられた〇〇工事（業務）について、次により事情をお聴きしたいので、代表権のある社長又は社長に次いで責任のある方の出席をお願いします。

1 日 時

2 場 所

3 その他 私印及び身分を確認できるもの（名刺等）を持参してください。
見積内訳明細書を提出していただきますので、持参してください。（見積内訳明細書の提出を求める場合）

(様式6)

事情聴取書

- 1 工事（業務）名：
- 2 建設業者名：
- 3 聴取を受けた者：
- 4 聴取を行った者：
- 5 聴取の日時：
- 6 聴取の場所：

質問事項	聴取内容

※ 事情聴取対象者名簿（別紙4）及び当該対象者の身分を明らかにするもの（名刺等）の写しを添付すること。

(様式7)

文書番号
日 付

〇〇部(局)長
〇〇地域振興局長 様

入札執行者

談合情報に関する資料について(報告)

次の工事(業務)の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり報告します。

- 1 工事(業務)名等
 - ①工事(業務)名
 - ②工事(業務)番号
 - ③工事場所
- 2 送付する資料等(2~4については、該当事項にレ印を記入すること。)
 - 事情聴取書
 - 誓約書(写)
 - 入札調べ(写)
 - 見積内訳明細書(写)
 - その他()
- 3 事情聴取の結果
 - 談合の事実が確認された。
[]
 - 談合の事実は確認されなかったが公正な入札の執行が確保できないと認められる。
[]
 - 談合の事実は確認されなかった。
- 4 見積内訳明細書の精査の結果
 - 談合の事実が確認された。
[]
 - 談合の事実は確認されなかったが公正な入札の執行が確保できないと認められる。
[]
 - 談合の事実が確認されなかった。
- 5 その他の状況
[]
- 6 総合所見
[]

担当：〇〇課〇〇班
電話番号